

原発事故被災者に対する医療費の支給の仕組みについて（内容イメージ）
〔試案・たたき台〕

平成 26 年 5 月 9 日

第 1 対象者の範囲について

医療費支給の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 平成 23 年 3 月 11 日において、福島県の区域又は放射性物質汚染対処特措法により汚染状況重点調査地域に指定されたことがある地域（以下「対象区域」という。）に住所を有していた者であって、18 歳未満であったもの（同日において、妊婦が対象区域に住所を有していた場合におけるその者の胎児であった者を含む。）
- ② 平成 23 年 3 月 11 日以降の政令で定める時期において対象区域に政令で定める期間在った者であって、同日において 18 歳未満であったもの（当該時期において妊婦が対象区域に政令で定める期間在った場合における当該期間その者の胎児であった者を含む。）

【課題】

※ 対象区域及び対象者を上記のような範囲としたことについて、政策的かつ科学的に、合理的な説明が必要となろう。

※ ②について、平成 23 年 3 月 11 日以降の時期や、当該時期における期間の長さをどのように設定するか（具体的には政令で定めるとして、甲状腺がんの発症リスク等を踏まえた科学的合理性のある判断基準により設定することができるのか）。また、地域ごとの放射線量にかかわらず、時期や期間を一律としてよい。

なお、対象区域に在った期間の長さについては、甲状腺がんの発症リスク等が子どもと胎児とで同じではないことも想定されることから、それぞれ別個に政令で定めることとすることによりよい。

注) 子ども・被災者支援法第 13 条第 3 項は妊婦も対象としているが、その趣旨は、放射線の胎児への影響を懸念したことにあると推測され、妊婦自身ではなく、平成 23 年 3 月 11 日時点又は同日以降の一定期間において胎児であった者をこの制度の対象としている。なお、「胎児であった者」の判断は、被爆者援護法における胎児被爆者の判断と同様に、実際に生まれた日で判断するという運用を想定している。

第 2 対象疾病の範囲について

対象疾病は、甲状腺がんとすること。

【課題】

※ 原発事故に係る放射線による被ばくに起因し得る疾病は、甲状腺がんに限られるのか。「甲状腺がんその他原発事故に係る放射線による被ばくに起因しないとはいえない疾病であって政令で定めるもの」のような書きぶりとし、今後、対象疾病を拡大できる余地を残しておくか。

注) 対象疾病に付随する疾病等（続発症）については、石綿健康被害救済法の例（通知により、日常生活に相当の制限が加わり、常に医師の管理による治療が必要であるようなものについては、対象疾病と一体のものとして取り扱うこととされている）を踏まえ、医療費支給の対象となり得る運用を想定している。

第3 受給者の認定及び受給者証の交付について

- 1 環境大臣は、医療費の支給を受けようとする対象者の申請に基づき、平成23年3月11日以降に対象疾病にかかった旨の認定を行うものとする。
- 2 環境大臣は、1の認定を行ったときは、1の認定を受けた者（以下「被認定者」という。）に対し、受給者証を交付するものとする。

【課題】

- ※ 認定の有効期間を設ける（認定の更新及び治癒時の取消しも設ける）か。
- ※ 認定に当たって、審議会等に関与させることとするか。認定段階での全件関与とするか、不認定処分に対する不服申立ての場合に関与させることとするか。

第4 医療費の支給の要件及び範囲等について

- 1 環境大臣は、被認定者が、対象疾病につき、健康保険法に規定する保険医療機関等から医療を受けたときは、当該被認定者に対し、その請求に基づき、医療費を支給するものとする。
- 2 1により支給する医療費の額は、社会保険各法による医療の給付を受けた場合の自己負担分の額とすること。
- 3 被認定者が、受給者証を提示して、対象疾病につき、保険医療機関等から医療を受ける場合は、当該保険医療機関等に自己負担分について支払うことを要しない（環境大臣が保険医療機関等に支払う「現物給付化」）ものとする。
- 4 被認定者が緊急その他やむを得ない事由により保険医療機関等以外の医療機関から医療を受けた場合等についても、医療費を支給することができるものとする。

第5 費用の負担・損害賠償との関係について

- 1 医療費の支給に要する費用は、国が負担すること。
- 2 環境大臣は、対象疾病について損害賠償責任を負う者（東京電力）がある場合において、医療費を支給したときは、その価額の限度において、医療費の支給を受けた者がその者に対して有する損害賠償請求権を取得するものとする。
- 3 対象疾病について損害賠償責任を負う者（東京電力）がある場合において、医療費の支給を受けることができる者が対象疾病に係る損害の賠償を受けたときは、環境大臣は、その価額の限度において、医療費を支給する義務を免れるものとする。

第6 他の制度との関係について

医療費の支給は、被認定者の対象疾病につき、他の法令により国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われた場合には、行わないものとする。

【課題】

- ※ 石綿健康被害救済法では、健康保険法等以外の法令により医療に関する給付が行われるべき場合にはそちらを優先し、医療費を支給しない仕組みとなっているが、この制度については、他の法令による給付が実際に行われた場合には支給しないこととしてよい。
- 注) なお、法令によるものではない福島県における医療費の自己負担分の免除制度については、国の制度としてこの制度ができた場合には、対象疾病については対象外という取扱いになるのではないと思われる。

今回の法案にかかる施行初年度の経費について

初年度の経費＝

【対象者×1年間当たりの甲状腺がん患者発生率×甲状腺がん医療費負担額】とする。

【対象者】

- ① 平成23年3月11日において、福島県の区域又は放射性物質汚染対処特措法により汚染状況重点調査地域に指定されたことがある地域（以下「対象区域」という。）に住所を有していた者であって、18歳未満であったもの（同日において、妊婦が対象区域に住所を有していた場合におけるその者の胎児であった者を含む。）

[18歳未満]

◇福島県 341,463 人＋福島県外 (63 市町村) 833,691 人＝1,175,154 人 (H22.10.1 時点)

(出所：平成22年国勢調査)

[胎児]

◇胎児数の統計はないので、妊娠期間を10ヶ月とし、「年間出生数×10/12＝ある時点の胎児数」と仮定し胎児数を推計する。

(福島県 16,126 人＋福島県外 (63 市町村) 41,448 人) ×10/12＝47,978 人

(出所：統計でみる市区町村のすがた 2013)

※年間出生数は H22.1.1～H22.12.31 の数値

- ②平成23年3月11日以降の政令で定める時期において対象区域に政令で定める期間在った者であって、同日において18歳未満であったもの（当該時期において妊婦が対象区域に政令で定める期間在った場合における当該期間その者の胎児であった者を含む。）

◇「定める期間」が設定されない限り算出不可能であるが、①と比較して少数であると推測されるため、考慮しない。

よって、対象者は 1,175,154 人＋47,978 人＝1,220,000 人 である。

【1年間当たりの甲状腺がん患者発生率】

◇福島県の実施している県民健康調査の甲状腺検査結果から甲状腺がん患者発生率を算定し、他地域も含めて今後も同率で発生するものと仮定する。

◇福島県以外の地域においても、同様のペースで検査が行われていくものと仮定する。

◇福島県県民健康調査の甲状腺検査の結果によれば、平成25年12月31日現在、検査を受診した269,354人のうち、75人ががん又はがん疑いと診断されている。震災後概ね3年間の甲状腺がん発症率は $75/269,354 \div 0.0278\%$ であるため、

1年間当たりの甲状腺がん患者発生率は $0.0278\%/3 \div 0.01\%$ である。

【甲状腺がん医療費負担】

◇ 9 日間入院し、甲状腺がん手術を受けた医療費を 880,000 円とする。

医療保険制度を適用した場合の負担は、小学校入学前が 2 割負担となるので 176,000 円、小学校入学後が 3 割負担となるので 264,000 円の負担となるが、高額療養費制度を適用する（所得区分一般、入院は月をまたがない想定）と、双方とも実施的な甲状腺がん医療費負担額は 80,100 円である。

$$\text{初年度の経費} = 1,220,000 \times 0.001\% \times 80,100 \div \underline{10,000,000 \text{ 円}}$$

① 原発事故被災者に対する医療費の支給の仕組みと被爆者援護法・石綿健康被害救済法による医療給付との比較

原発事故被災者に対する医療費の支給の仕組み（案）	
○対象者 次のいずれかに該当する者 ①平成 23 年 3 月 11 日において、福島県の区域又は放射性物質汚染対処特措法により汚染状況重点調査地域に指定されたことがある地域（対象区域）に住所を有していた者で、18 歳未満であったもの（同日において、妊婦が対象区域に住所を有していた場合におけるその者の胎児であった者を含む。） ②平成 23 年 3 月 11 日以降の政令で定める時期において対象区域に政令で定める期間在った者で、同日において 18 歳未満であったもの（当該時期において妊婦が対象区域に政令で定める期間在った場合における当該期間その者の胎児であった者を含む。）	
○対象疾病 甲状腺がん	
○認定・給付の主体 環境大臣が認定（対象者の申請に基づき、平成 23 年 3 月 11 日以降に対象疾病にかかった旨を認定し、受給者証を交付）及び医療費を支給	

被爆者援護法		石綿健康被害救済法
○対象者＝被爆者 次のいずれかに該当する者で、被爆者健康手帳の交付を受けたもの ①原子爆弾が投下された際当時の広島市・長崎市の区域内又はこれらに隣接する区域内に在った者 ②原子爆弾が投下された時から政令で定める期間内に①の区域のうちに政令で定める区域内に在った者 ③原子爆弾が投下された際又はその後、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者 ④①～③の者がそれぞれの事由に該当した当時その者の胎児であった者		○対象者 日本国内で石綿を吸入することにより対象疾病にかかった者
○対象疾病 ・原爆症 原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態（当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る） ※認定が必要 ・一般疾病 原爆症、遺伝性疾患、先天性疾患等以外の負傷又は疾病		○対象疾病＝指定疾病 中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物 その他石綿を吸入することにより発生する疾病であって政令で定めるもの（著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・びまん性胸膜肥厚）
○認定・給付の主体 ・原爆症 厚生労働大臣が負傷・疾病が原爆の傷害作用に起因する旨を認定（原爆症認定）及び医療を給付 ・一般疾病 厚生労働大臣が被爆者に一般疾病医療費を支給		○認定・給付の主体 独立行政法人環境再生保全機構が認定（医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、対象者である旨を認定し、石綿健康被害医療手帳を交付）及び医療費を支給

○給付の内容 社会保険各法による医療の給付を受けた場合の自己負担分の額を医療費として支給（保険医療機関等で受給者証を提示した場合は、現物給付化）	
○費用 国が負担	

○給付の内容 ・原爆症 医療の給付 ・一般疾病 社会保険各法による医療の給付を受けた場合の自己負担分の額を医療費として支給（保険医療機関等で医療を受けた場合は、現物給付化）	○給付の内容 社会保険各法による医療の給付を受けた場合の自己負担分の額を医療費として支給（保険医療機関等で石綿健康被害医療手帳を提示した場合は、現物給付化）
○費用 国が負担	○費用 独立行政法人環境再生保全機構に基金を設ける（※）

（※） 政府からの交付金、地方公共団体からの拠出金、一般拠出金（労災保険が適用される事業主から徴収）、特別拠出金（石綿の使用量等が一定の要件に該当する事業主から徴収）等を充てる

② 原発事故被災者に対する医療費の支給の仕組みと福島県における子ども医療費助成制度との比較

原発事故被災者に対する医療費の支給の仕組み（案）	
○対象者 ・平成 23 年 3 月 11 日で 18 歳未満又は胎児であれば、受診時の年齢は問わない ・平成 23 年 3 月 11 日における住所要件又はその後の一定の時期における滞在要件を満たせば、受診時の住所又は滞在地は問わない	
○対象疾病 甲状腺がん	
○給付の内容 社会保険各法による医療の給付を受けた場合の自己負担分の額を医療費として支給（保険医療機関等で受給者証を提示した場合は、現物給付化）	

福島県における子ども医療費助成	
○対象者 ・18 歳に達する年度の 3 月末日までにある ・福島県内に住所がある	
○対象疾病 限定はない	
○給付の内容 社会保険各法による医療の給付を受けた場合の自己負担分の額を助成（現物給付の場合あり）	

（※） 国の制度としてこの制度ができた場合には、国の制度の対象疾病については、福島県における子ども医療費助成制度の対象外という取扱いになるのではないかと思います。